

第二章 制度の変遷

第一節 音楽学部

一 音楽学部規則

東京芸術大学の学則は、昭和二十五年四月一日に『東京芸術大学諸規程』として作成された。それ以降の音楽学部に関わる新たな規則の制定、改正、廃止を年代順に記す。丸数字を付けたものに関しては、その全文または改正事項を掲載する。

制定または改正年月日

- 昭和二十五年四月一日 ① 音楽学部規程制定
- 昭和二十六年四月二十八日 東京芸術大学音楽学部教授会規則制定
- 昭和二十九年十二月二十日 ② 音楽学部規程改正
- 昭和三十六年六月二十六日 ③ 東京芸術大学音楽学部規則 全部改正
- 昭和三十六年十月九日 ④ 東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則制定
- 昭和四十年十月二十二日 東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則改正
- 昭和四十二年四月二十日 ⑤ 東京芸術大学音楽学部規則改正
- 昭和四十四年九月十八日 ⑥ 東京芸術大学音楽学部教授会規則改正
- 昭和四十六年三月二十五日 ⑦ 東京芸術大学音楽学部規則改正
- 昭和四十七年十月十九日 ⑧ 東京芸術大学音楽学部入学試験運営委員会規則制定

※東京芸術大学音楽学部入学試験委員会規程（昭和四十一年十月十一日制定）

は廃止

- 昭和五十年四月一日 ⑨ 東京芸術大学音楽学部規則改正
- 昭和五十年十二月十八日 ⑩ 東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則改正
- 昭和五十一年五月十七日 ⑪ 東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部の運営に関する規則制定
- ※東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部規則（昭和四十五年五月七日制定）は廃止
- ⑫ 東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の運営に関する規則制定
- ※東京芸術大学音楽学部オペラ研究部内規（昭和四十二年六月五日制定）は廃止
- 昭和五十五年一月二十四日 ⑬ 東京芸術大学音楽学部規則改正
- 昭和五十五年十一月十三日 東京芸術大学音楽学部客員研究員の取り扱いに関する申し合わせ事項（教授会承認）
- 昭和五十六年十二月三日 ⑭ 東京芸術大学音楽学部弦楽器問題対策委員会規程施行
- 昭和五十八年二月三日 ⑮ 東京芸術大学音楽学部規則改正
- 昭和五十八年五月十九日 ⑯ 東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する規則制定
- 昭和五十八年七月七日 ⑰ 東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する細則制定
- 昭和五十八年七月十八日 音楽学部奏楽堂建設小委員会要領
- 昭和五十九年三月三十日 ⑱ 東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則改正
- 昭和六十年十一月十四日 ⑲ 東京芸術大学音楽学部専任教員の人事に関する内規教授会決定

※東京芸術大学音楽学部専任教員の人事に関する申し合わせ事項（昭和四十四年九月四日制定）は廃止

①『東京芸術大学諸規程』より「音楽学部規程」の全文。

音楽学部規程

第一章 科目の發表

第一條 科目は毎學年および毎學期の始めにこれを發表する。

第二章 履修科目の届出

第二條 學生は、履修しようとする科目を所定の時期に願出で、その許可を得なければならない。

第三章 履修方法および課程終了の認定

第三條 學生は第一年度から一般教養科目、専門科目および専門講座を履修するものとする。

第四條 科目は所定の長期間に、逐次所定の単位を取得するものと、所定の短期間に所定の単位を取得するものとにこれを分ける。

第五條 一般教養科目と同一の科目が、専門科目に含まれるとき、その単位取得は専門科目でこれを行うものとする。

第六條 各科目の単位取得算出基準は、次のとおりとする。

- 一 講義は毎週一時間十五週の講義を一単位とする
- 二 演習は毎週二時間十五週の演習を一単位とする
- 三 實技實驗および實習は、毎週三時間十五週の實技または實驗もしくは實習を一単位とする

第七條 各科目の修了試験は、學期末または學年末の適當な日時に、

これを行う。ただし學期中途において、授業が完結するとき
は、その都度これを行うことがある。

第八條 やむを得ない事由により、前條の試験を受けることができ
ない者のために、追試験を行うことがある。

第九條 第七條および第八條に規定する試験は、當該科目授業時數
の三分の二以上出席しなければこれを受けることができない。

第十條 第七條の試験を受けようとする者は、所定の期日までに受
験願を學長に提出しなければならない。

第十一條 追試験を受けようとする者は、追試験願に左の書類を添
付し、學長に提出してその許可を得なければならない。

- 一 病氣によるときは醫師の診斷書
- 二 事故によるときは事故證明書

第十二條 實習および演習に關する試験の成績は、平常の成績をも
つてこれにかえることができる。

第十三條 各科目の成績は、秀、優、良、可および不可の五種とし、
良以上を合格とする。ただし可は審議の上その合否を決定する。

第十四條 音楽技術に關する試験は、委員を設けてこれを行う。
第十五條 課程修了の認定は、教授會でこれを行う。

第四章 轉 科

第十六條 轉科は原則としてこれを認めない。ただし特別の事由が
あるときは、教授會の議を経て、學長これを許可することがあ
る。

第五章 演 奏

第十七條 隨時研究發表演奏會を行う。

第十八條 學長が本學會の演奏會または學長の指定する學外演奏會に出演を命じたときは、當該學生はこれに服さなければならぬ。

第十九條 學生および本科、師範科生徒が、學外演奏會等に出演しようとするとき、もしくは自作作品または自作論文を、學外に發表しようとするときは、あらかじめ學長の許可を得なければならぬ。

第二十條 第十八條および第十九條に違背した者には、學則第四十六條を適用する。

第六章 授業料

第二十一條 學則第四十一條第一項該當者であつて免除または猶予を受けようとする者は、左の書類を學長に提出しなければならぬ。

一 免除または猶予願

二 家庭調書

三 學資の支辨が困難であると認定することができる市（特別區）町村長の證明書

四 引揚者であつて、生活困難なる者は、前號に準ずる市町村長の證明書

五 外國人であつて、本國からの送金が不可能となり、學資の支辨が困難な者は、大公使館領事館等の證明書

第二十二條 授業料の免除または猶予は、關係學部の職員により組織する選考委員會の議を経て、學長これを行う。

第二十三條 授業料の全部もしくは一部の免除または徴收の猶予を

許可せられた者が當該年度の途中において、その事由を失つたとき、または虚偽の事實が判明したときは、その許可を取り消す。

第七章 樂器使用

第二十四條 職員および學生生徒は、研究または學習のために、樂器を借受けることができる。

2 前項の樂器を借受けるときは、借用書（學生、生徒の場合は保證人連署）を提出して、その許可を得なければならない。

第二十五條 前條によつて借受けた樂器は、これを轉貸してはならない。

第二十六條 第二十四條の規定により、借受けた樂器を毀損したときはこれを修理し、亡失したときは代品または代價辨償しなければならない。

第二十七條 學生および生徒は、許可を得て、指定の時間に限り本學部備付のピアノ、オルガン等を使用することができる。ただし一週六時間をこえて使用してはならない。

第二十八條 學生および生徒のピアノ、パイプオルガン、オルガンその他の樂器使用料は、年額千圓とする。ただしピアノ、パイプオルガン、オルガンを除く樂器使用料は、教授會の議を経て、これを免除することができる。

2 樂器使用料の納付時期および納付方法等は、授業料規程に準ずる。

3 既納の使用料は、いかなる事由があつてもこれを返付しない。

第八章 獎金

第二十九條 本學部學生に、給費または貸費を支給し、もしくは金員または物品を賞與し、その他奨學のために資金を寄附しようとする者があるときは、これを受領することがある。

第三十條 寄附者は奨學資金の用途について、一定の條件を付することがある。

第三十一條 休學の許可を得た者には、その休學期間、給費または貸費の支給を停止することがある。

2 停學を命ぜられた者には、以後給費または貸費を支給しない。

第三十二條 貸費の支給を受けた者は、卒業後一年を経過したときから起算し、その貸費の支給を受けた年月に二倍する期間内に、月賦でこれを返納しなければならない。ただし自己の都合により一時に全部を返納し、または月賦額以上の割合をもつて返納することはさまたげない。

第三十三條 やむを得ない事由により、貸費返納の延期を願出する者あるときは、學長はこれを許可することがある。

第三十四條 貸費の支給を受けた者が、死亡または疾病等により、貸費困難と認められるときは、學長は貸費の全部または一部を免除することがある。

第三十五條 貸費の支給を受けた者が、退學を命ぜられたときは、その全額を即時返納しなければならない。

第三十六條 貸費の支給を受けた者が、願出により退學したときは、その全額を返納しなければならない。ただし事由により、第三十二條の規定に準じ返納することができる。

第三十七條 この規程は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第三十八條 樂器使用料は、第二十八條の規程にかかわらず、當分の間東京音樂學校樂器使用規則による。

(東京芸術大学諸規程)

② 「音楽学部規程」の改正部分

音楽学部規程の一部改正

○東京芸術大学音楽学部規程(昭和二十五年四月一日施行)の一部を次のとおり改正する。

昭和二十九年十二月二十日

東京芸術大学長 上野直昭

1、第十三条を次のとおり改正する。

第十三条 各科目の成績は、秀、優、良、可および不可の五種とし以上を合格とする。

2、付 則

この改正は、昭和二十九年九月一日から適用する。

(庶務課文書係)

(横組) (東京芸術大学学報) 第二十六号 昭和三十九年一月二十二日「三頁

③ 昭和三十六年に改正された「東京芸術大学音楽学部規則」

東京芸術大学音楽学部規則

(昭和三十六年六月二十六日全部改正)

第一章 総 則

第一条 東京芸術大学音楽学部（以下「本学部」という）に関する事項は東京芸術大学学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条 本学部の学科は東京芸術大学学則第二条第二項に掲げるとおりとする。

第三条 学生の所属する科は指揮科への転科を除き、入学時において決定し、その変更は許可しない。

2 指揮科への転科は教授会の議を経て学長が許可するものとする。

第四条 指揮科への転科は邦楽科を除く各科に二年在学し所定の単位を取得した者の中から選考するものとする。

2 前項の選考は試験により行なうものとする。

第二章 履修および試験

第五条 学生は音楽学部履修規則の定めるところにより、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目を履修しなければならない。

2 教員免許状を取得しようとする者は所定の教職科目を履修しなければならない。

第六条 授業科目、授業時間割および担当教官は学年の始めに公示する。ただし臨時講義等についてはそのつど公示する。

第七条 学生は所定の手続きによって履修科目の申告を行ない、担当教官の承認を得なければならない。

第八条 各科目の修了試験は、学期末または学年末に行なうものとする。ただし学期または学年の中途において授業が完結するとき、

または臨時講義等にあつては、そのつどこれを行なうことがある。

第九条 試験の成績は秀・優・良・可および不可の評語をもつて表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第十条 試験に合格した者には所定の単位を与える。

第十一条 修了試験はその科目の授業時数の%以上出席した者が、受けることができる。

第十二条 前条の受験資格があつて病気または事故のため試験を受けることができない者は所定の期日までに追試験願に下記の書類をそえて、学部長に提出し、その許可を得て受験することができる。

病気の場合	医師の診断書
事故の場合	所轄の官署が発行する事故証明書

第十三条 学生が入学前に、大学またはこれに準ずる学校において取得した単位または履修した科目については、教授会の承認を得て、本学の単位として認定することができる。

第十四条 卒業試験は次のとおりとする。

1. 作曲科は作品試験とする

2. 声楽科、器楽科、指揮科および邦楽科は演奏試験とする

3. 楽理科は論文試験とし、口述試験を伴なうものとする

第十五条 卒業試験は本学部にて三年をこえて在学した者で、所定の単位%以上を取得した者が受けることができる。

第十六条 卒業作品または卒業論文は所定の日まで学部長に提出しなければならない。

第三章 演 奏

第十七条 学生は本学の演奏会または本学が特に指定した演奏会に出演を命じられたときは、これに出演しなければならない。

第十八条 学生が学外の演奏会等に出演しようとするとき、もしくは作品または論文を学外に発表しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第十九条 第十七条および第十八条の規定に違反した者は東京芸術大学学則第五十四条および第五十五条の規定により懲戒することがある。

第四章 楽器使用

第二十条 学生は学修のため、特に必要があると認められるときは本学所有の楽器を借り受けることができる。

2 前項により楽器を借り受けようとする者は所定の借用証を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第二十一条 前条により借り受けた楽器はこれを転貸してはならない。また返還を命じられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第二十二条 借り受けた楽器を毀損した場合は、直ちにこれを返還し、本学の指示に従い修理しなければならない。また亡失もしくは修理不能のときは、本学の指示に従い弁償しなければならない。

第二十三条 学生は学部長の許可を得て、指定の時間に限り本学部備付のピアノ、オルガン等を使用することができる。

第二十四条 学生のピアノ、パイプオルガンその他の楽器使用料は

次のとおりとする。ただし、ピアノ、パイプオルガン、オルガンを除く楽器使用料は、教授会の議を経てこれを免除することができる。

年額(夏季休業ならびに冬期休業の期間を除く)	一、二〇〇円
夏季休業期間	二〇〇円
冬季休業期間	一〇〇円

第二十五条 楽器使用料の納付方法については別に定める。
第二十六条 納付済みの楽器使用料はいかなる理由があつても返付しない。

附 則

この改正規則は昭和三十六年四月一日から施行する。 (横組)

(東京芸術大学規則集 昭和三十六年「一三」一五頁)

④「東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則」の全文

東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則を制定する

昭和三十六年十月九日

東京芸術大学長 上野直昭

東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則

第一条 教官および学生の音楽に関する研究成果を発表し、あわせて音楽文化の向上を計る目的をもって、定期演奏会を開催する。

第二条 定期演奏会は次の種目とする。

1. オーケストラ定期演奏会

2. 吹奏楽定期演奏会

3. 邦楽定期演奏会

4. オペラ研究発表会

第三条 定期演奏会の開催については、学部教授会の議を経て、学長が決定する。

第四条 各演奏会の曲目については、学部演奏審議会の議を経て、学部長が決定する。

第五条 定期演奏会は当分の間、学外の施設を利用して行なう。

第六条 入場料はこれを徴収する。

第七条 入場料は各演奏会とも二〇〇円(指定席)、および一〇〇円(自由席)とする。

第八条 定期演奏会に関する事務は、音楽学部庶務係で行なう。

附 則

この規則は昭和三十六年九月二十七日から施行する。

(横組)

『東京芸術大学学報』第八十六号 昭和三十六年十二月十四日 一頁

⑤ 「東京芸術大学音楽学部規則」が改正される。大きな変更はなく、第二十四条から第二十六条までが削除されている。

⑥ 「東京芸術大学音楽学部教授会規則」は昭和二十六年四月二十八日に制定され、昭和二十七年十一月六日に改正されているが、この文書は現在残っていない。昭和三十六年の『東京芸術大学規則集』から「東京芸術大学音楽学部教授会規則」の全文と、昭和四十四年に改正された部分を掲載する。

十八 東京芸術大学音楽学部教授会規則

(昭和二十六年四月二十八日制定)

(昭和二十七年十二月五日改正)

第一条 東京芸術大学音楽学部に必要な事項を審議するため教授会を置く。

第二条 教授会は、東京芸術大学音楽学部所属の教授をもつて組織する。ただし教授が必要と認めるときは、他の職員を教授会に出席せしめ意見を聴取することができる。

第三条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学部の方針を決定する。

1. 学部長の候補者の選定並びに教員の採用及び昇任に関する事項

2. 講座、学科並びに教育及び研究に関する施設の設置及び廃止に関する事項

3. 科目の種類及び編成に関する事項

4. 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業の認定に関する事項

5. 学生の試験に関する事項

6. 学生の懲戒に関する事項

7. 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

8. 法令に定められた事項

9. その他学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

第四条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

第五条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

定例教授会は、毎月第一木曜十三時に開き、臨時教授会は、学部長がその必要を認めるとき又は構成員の半数以上の要求があつた

ときにこれを開く。

第六条 教授会は、教授会構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

議事は、出席した構成員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第七条 教授会に委員会を設けることができる。

委員会の委員は教授会の互選により学部長が委嘱する。

委員会は、専門事項及び重要な事項の調査立案をする。

第八条 教授会に幹事一名をおき、学部事務長をもつてこれにあて
る。

幹事は議長の命を受け庶務を処理する。

第九条 教授会に書記二名をおき、学部庶務係長及び教務係長をもつてこれにあて
る。

書記は、議長及び幹事の命を受け庶務に従事する。

附 則

この規則は昭和二十六年四月二十四日から施行する。

附 則

この改正規則は昭和二十七年十一月六日から施行する。〔横組〕

〔東京芸術大学規則集 昭和三十六年 四一頁〕

東京芸術大学音楽学部教授会規則の一部を次のとおり改正する。

昭和四十四年九月十八日

東京芸術大学学長 小塚新一郎

第二条中「所属の教授」を「所属の専任の教授、助教授および常

勤の講師」に改める。

第三条第六号中「懲戒」を「賞罰」に改める。

第五条中「定例教授会は毎月第一木曜十三時に開き、臨時教授会は学部長がその必要を認めたとき又は構成員の半数以上」を「定例教授会は毎月一回開き、臨時教授会は学部長がその必要を認めたとき又は教授会構成員の三分の一以上」に改める。

第六条中「議事は、出席した構成員の過半数」を「議事は、特に定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数」に改める。

第七条中「教授会の互選」を「教授会の選出」に改め、「委員会は、専門事項及び重要な事項の調査立案」を削る。

第九条の次に次の一条を加える

第十条 この規則の改正は、教授会構成員の三分の二以上の同意を必要とする。

附 則

この改正規則は、昭和四十四年九月十八日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

東京芸術大学大学院研究科委員会規則の一部を次のとおり改正する。

昭和四十四年九月十八日

東京芸術大学学長 小塚新一郎

第二条第一項中「研究科担当の教授」を「当該年度における授業担当の教授、助教授および常勤の講師」に、同条第二項中「助教授または専任の講師」を「その他の職員」に改める。

第六条第二項中「議事は出席委員の過半数をもって決し」を「議事は、東京芸術大学学位規則第五条に定める場合のほか出席委員の過半数をもって決し」に改める。

附 則

この改正規則は、昭和四十四年九月十八日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

(横組)

(東京芸術大学学報 第二七号 昭和四十四年九月三十日 七〇八頁)

⑦「東京芸術大学音楽学部規則」の改正部分

東京芸術大学音楽(学)部規則の一部改正

東京芸術大学音楽学部規則の一部を次のとおり改正する。

昭和四十六年三月二十五日

東京芸術大学長 福井直俊

第十四条第三号を削り、第五条の全文を次のとおり改める。

第五条 学生は音楽学部履修規程の定めるところにより一般教育科目について人文、社会および自然の三分野にわたり三十六単位、外国語科目について一の外国語の科目八単位、保健体育科目について講義および実技四単位、専門教育科目七十六単位、合計一二四単位以上を履修しなければならない。ただし、一般教育科目については学科、課程または専攻により修得すべき単位のうち十二単位までを外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目についての単位に代えることができる。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定

める科目を修得しなければならない。

附 則

この改正規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(横組)

(東京芸術大学学報 第一三四号 昭和四十六年六月三十日 二〇三頁)

⑧「東京芸術大学音楽学部入学試験運営委員会規則」の全文

東京芸術大学音楽学部入学試験運営委員会

規則の制定

東京芸術大学音楽学部入学試験運営委員会規則を次のとおり制定する。

昭和四十七年十月十九日

東京芸術大学長 福井直俊

東京芸術大学音楽学部入学試験運営委員会規則

昭和四十七年十月十九日制定

第一条 音楽学部に入學試験実施上の重要事項を審議し、処理するため入學試験運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条 委員会は、次にかかげる委員をもって組織する。

1. 学 部 長
2. 教科主任
3. 教務委員長

第三条 委員会の委員は、学長が委嘱するものとする。

2 委員の任期は一年とする。

第四条 学部長は委員会を招集し、議長となる。

2 議長が必要と認めるときは委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第五条 委員会は次の各号にかかげる事項を審議する。

1. 入学試験実施上の管理運営について
 2. 入学試験実施の要領および試験日程について
 3. 実技並びに学科試験実施教科、科目について
 4. 試験官の選考について
 5. 合格判定基準について
 6. その他入学試験実施に関する重要事項について
- 第六条 委員会に幹事を置き、事務長をもってあてる。

附 則

1. この規則は、昭和四十七年十月十九日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

2. この規則施行の際、現に入学試験委員会委員の職にあつた者は、引き続き入学試験運営委員会委員になつたものとしその任期は第三条第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年四月三十日までとする。

3. 東京芸術大学音楽学部入学試験委員会規程（昭和四十一年十月十一日制定）は、これを廃止する。

（東京芸術大学学報 第一四〇号 昭和四十七年十二月三十一日 三頁）

（横組）

⑨ 「東京芸術大学音楽学部規則」の改正部分と改正理由書

東京芸術大学音楽学部規則の一部を改正する規則を次のように定

める。

昭和五十年四月一日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学音楽学部規則の一部を改正する規則

東京芸術大学音楽学部規則の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条から第二十三条まで一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

改正理由書

1. 学内共同教育研究施設として言語・音声トレーニングセンターの新設に伴い、学則その他関連規則の改正・整備をした。

2. 入学料等の改定により関係規則の改正・整備をした。

3. 学年進行による学生定員の改定及び工芸科の改組によるデザイン科の新設に伴い所要の改正・整備をした。

4. その他学内規則の所要の改正・整備をした。

改正理由書

1. 国立学校及び国立養護教諭養成所における入学料の免除に関する取扱要領（昭和五十年三月二十五日付文大生第一四二号）により入学料免除の制度が設けられたことに伴い、学則その他関連規則の改正・整備をした。

2. その他学内規則の所要の改正・整備をした。

（横組）

（東京芸術大学学報 第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 四頁）

⑩「東京藝術大学音楽学部定期演奏会規則」の改正部分

東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十年十二月十八日

東京芸術大学長
福井直俊

東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則の一部を改正する規則

東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則の一部を次のように改正する。

第一条中「計る」を「図る」に改める。

第二条に次の一号を加える。

(5) 室内楽定期演奏会

第三条を次のように改める。

第三条 定期演奏会の開催については、音楽学部演奏委員会において審議し、音楽学部教授会の議を経て学長が決定する。

2 音楽学部演奏委員会については、別に定める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を次のように改める。

第六条 入場料の種類は、一、〇〇〇〇円、七〇〇〇円、五〇〇〇円、三〇〇〇円とし、各々の演奏会における入場料については、別表に定める。

第八条を第七条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

東京芸術大学音楽学部定期演奏会入場料

定期演奏会種目	入場料の種類	備考	オーケストラ			
			学生オーケストラ	新人演奏	合唱付オーケストラ	大学オーケストラ
室内楽	※ 五〇〇〇円、三〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
オペラ	※ 一、〇〇〇〇円、七〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
邦楽	※ 一、〇〇〇〇円、七〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
吹奏楽	※ 五〇〇〇円、三〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
吹奏楽	※ 五〇〇〇円、三〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
吹奏楽	※ 七〇〇〇円、五〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
吹奏楽	※ 一、〇〇〇〇円、七〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃
吹奏楽	※ 一、〇〇〇〇円、七〇〇〇円	〃	〃	〃	〃	〃

附 則

この改正規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

〔横組〕

〔東京藝術大学学報〕第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 一五頁

⑪「東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部の運営に関する規則」の全文

東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部の運営に関する規則を次のように定める。

昭和五十一年五月十七日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部の運営に

関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京芸術大学学則第八条の二第二項の規定に基づき、東京芸術大学管弦楽研究部(以下「研究部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(演奏活動)

第二条 研究部は、音楽学部関係各学科専攻学生(大学院研究科の学生を含む。)の教育・研究並びに研究部の研究のために演奏活動を行うものとする。

2 研究部は、その研究成果を発表するため演奏会を開催する。

3 研究部は、前二項に掲げるもののほか、学部長が教育・研究の充実を図る等のため必要があると認める演奏活動を行うことができる。

(部門)

第三条 研究部に、次に掲げる部門を置く。

(1) バイオリン

(2) ビオラ

(3) チェロ

(4) コントラバス

(5) 木管楽器

(6) 金管楽器

(7) 打楽器

(組織)

第四条 研究部は、音楽学部管弦楽を担当する常勤及び非常勤の教官(以下「部員」という。)をもって組織する。

2 部員は、学部長が委嘱する。

(役職員)

第五条 研究部に、次の役職員を置く。

(1) 部長 一名

(2) 副部長 若干名(うち一名を首席副部長とする。)

(3) コンサートマスター 若干名(うち一名を首席コンサートマスターとする。)

(4) インスペクター 若干名(うち一名を首席インスペクターとする。)

(5) 部門主任 各部門ごとに一名

(6) パート首席 各パートごとに一名

2 学部長は、部長については教授である部員のうちから、副部長については教授又は助教授である部員のうちから、コンサートマスター、インスペクター、部門主任及びパート首席については部員のうちから、それぞれ選考の上、委嘱する。

3 学部長は、前二項の役職員を選考しようとするときは、研究部会議の意見を徴するものとする。

(役職員の任務)

第六条 役職員の任務は、次のとおりとする。

(1) 部長は、研究部を代表し、その管理運営に当たる。

(2) 副部長は、部長を補佐し、首席副部長は部長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) コンサートマスターは、演奏業務を管理し、演奏上の指導に当たる。

(4) インスペクターは、研究部に関する一般業務を管理し、秩序維持に当たる。

(5) 部門主任は、インスペクターを補佐する。

(6) パート首席は、コンサートマスターを補佐する。

(部員及び役職員の任期)

第七条 部員及び役職員の任期は、常勤教官にあつては二年とし、非常勤教官にあつては一年とする。

2 部員及び役職員に欠員が生じた場合における補欠の部員及び役職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究部会議)

第八条 研究部の演奏その他運営に関する事項を審議するため研究部会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、第五条第一号から第五号までの役職員をもって組織する。

3 部長は、会議を招集し、その議長となる。

4 部長は、必要があると認めるときは、会議にその構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(演奏会)

第九条 研究部が演奏会を実施しようとするときは、音楽学部演奏

委員会に諮るものとする。

(庶務)

第十条 研究部に関する庶務は、音楽学部庶務係において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和五十一年五月十七日から施行する。

2 東京芸術大学音楽学部管弦楽研究部規則（昭和四十五年五月七日制定）は、廃止する。

（東京芸術大学学報）第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 一八〜一九頁

（横組）

⑫ 「東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の運営に関する規則」の全文

東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の運営に関する規則を次のように定める。

昭和五十一年五月十七日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の運営に

関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京芸術大学学則第八条の二第二項の規定に基づき、東京芸術大学音楽学部オペラ研究部（以下「研究部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オペラ演奏活動)

第二条 研究部は、音楽学部関係各学科専攻学生（大学院研究科の

学生を含む。)の教育・研究並びに研究部の研究のためにオペラ演奏活動を行うものとする。

2 研究部は、その研究成果を発表するためオペラ演奏会を開催する。

3 研究部は、前二項に掲げるもののほか、学部長が教育・研究の充実を図る等のため必要があると認めるオペラ演奏活動を行うことができる。

(部門)

第三条 研究部に、声楽、演出及びコーチの部門を置く。

(組織)

第四条 研究部は、音楽学部オペラを担当する常勤及び非常勤の教官(以下「部員」という。)をもって組織する。

2 部員は、学部長が委嘱する。

(役員)

第五条 研究部に、次の役員を置く。

(1) 部長 一名

(2) 副部長 一名

(3) 部門主任 各部門ごとに一名

2 学部長は、部長については教授である部員のうちから、副部長については教授又は助教授である部員のうちから、部門主任については部員のうちから、それぞれ選考の上、委嘱する。

3 学部長は、前項の役員を選考しようとするときは、研究部会議の意見を徴するものとする。

(役職員の任務)

第六条 役職員の任務は、次のとおりとする。

(1) 部長は、研究部を代表し、その管理運営に当たる。

(2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときにその職務を代行する。

(3) 部門主任は、それぞれの部門の業務を管理し、その部門に関する研究を推進する。

(部員及び役職員の任期)

第七条 部員及び役職員の任期は、常勤教官にあつては二年とし、非常勤教官にあつては一年とする。

2 部員及び役職員に欠員が生じた場合における補欠の部員及び役職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究部会議)

第八条 研究部のオペラ演奏その他運営に関する事項を審議するため、研究部会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 部長

(2) 副部長

(3) 声楽科主任

(4) 部門主任

(5) 各部門より選出された部員各一名

3 部長は、会議を招集し、その議長となる。

4 部長は、必要があると認めるときは、会議にその構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(オペラ演奏会)

第九条 研究部がオペラ演奏会を開催しようとするときは、音楽学部演奏委員会に諮るものとする。
(庶務)

第十条 研究部に関する庶務は、音楽学部庶務係において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和五十一年五月十七日から施行する。

2 東京芸術大学音楽学部オペラ研究部内規(昭和四十二年六月五日制定)は、廃止する。
(横組)

(東京芸術大学学報)第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 一九(二〇頁)

⑬「東京芸術大学音楽学部規則」の改正部分

東京芸術大学音楽学部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十五年一月二十四日

東京芸術大学長 山 本 正 男

東京芸術大学音楽学部規則の一部を改正する規則

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 学則第五十三条の二に規定する単位認定は、一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の単位について、履修規程の定めるところにより、合計三十単位を超えない範囲で行うことができる。

附 則

この規則は、昭和五十五年一月二十四日から施行し、第五条の二

に規定する単位認定は、昭和五十四年度入学生から適用する。

(横組) (東京芸術大学学報)第一七二号 昭和五十五年二月十五日 (二頁)

⑭「東京芸術大学音楽学部弦楽器問題対策委員会規程」の全文

東京芸術大学音楽学部弦楽器問題対策委員会規程

(目 的)

第一条 東京芸術大学音楽学部に弦楽器購入等問題の対策を検討するため、弦楽器問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組 織)

第二条 委員会は、音楽学部長及び音楽学部教授会構成員から音楽学部長が指名した十名をもって組織する。

(任 務)

第三条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 購入方法について
- (2) 選定方法について
- (3) 評価について
- (4) その他、委員が必要と認める事項

(会 議)

第四条 委員長は学部長をもってあてる。

2 委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第五条 委員会に関する庶務は、音楽学部事務部において処理する。

附則

- 1 この内規は、昭和五十六年十二月三日から施行する。
- 2 この規程は、弦楽器購入等問題対策の審議が終了したときをもつて廃止する。

(横組)

〔東京芸術大学字報〕第一九五号 昭和五十七年一月十五日、二―三頁

⑮ 「東京芸術大学音楽学部規則」の改正部分

東京芸術大学音楽学部規則の一部を改正する規則

附則を次のとおり改める。

『この規則は昭和五十八年一月二十七日から施行し第五条に規定する単位認定は、大学については、昭和五十四年度入学生から、短期大学については、昭和五十七年度入学生から適用する。』

〔東京芸術大学字報〕第二〇八号 昭和五十八年二月十五日 一―二頁

⑯ 「東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する規則」の全文

東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する規則

(昭和五十八年五月十九日制定)

(趣旨)

第一条 この規則は、東京芸術大学音楽学部(以下「学部」という。)において、教育・研究のための弦楽器の購入に関し、その事務を適正かつ、円滑に行うため必要な事項を定める。

(弦楽器)

第二条 この規則において「弦楽器」とは、購入しようとする弦楽器のうち、別に定める価格のもので評価を必要とするものをいう。

(選定委員会)

第三条 学部長は、購入しようとする弦楽器の選定を行うため、その都度学部弦楽器選定委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる選定委員をもつて組織する。

(1) 学部長

(2) 購入しようとする弦楽器を専門に使用する教官又は、これに関連する教官 五人以上

(3) 前号以外の学部教官 二人以上

3 学部長は、前項一号以外の委員について、学部教授会の意見を徴し、指名する。

第四条 委員長は、学部長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員全員の出席をもつて成立する。

4 弦楽器の選定は、委員全員の同意を得なければならない。

5 議長が、必要と認めるときは、選定委員以外の職員の意見を聴取することができる。

第五条 委員長は、委員会において選定された弦楽器について、別に定める選定理由書を支出負担行為担当官に提出するものとする。

(評価委員)

第六条 学部長は、選定された弦楽器の評価のため、その都度学部教授会の意向を徴し、次の各号により評価委員を指名する。

(1) 購入しようとする弦楽器を専門に使用する教官又は、これに関連する教官

(2) 前号以外の学部教官

三人以上
一人以上

(学外者の委嘱)

第七条 学部長は、弦楽器の評価について、必要と認めるときは、あらかじめ学長の承認を得て、学外者に委嘱することができる。

(資格の制限)

第八条 購入しようとする弦楽器に利害関係を有する者を指名又は、委嘱してはならない。

2 選定委員は、原則として評価委員を兼ねることができない。

(評価の方法)

第九条 弦楽器の評価は個別に行い、評価委員又は、第七条の規定により委嘱された者は、別に定める評価書をそれぞれ学部長に提出しなければならない。

第十条 学部長は前条の評価書を支出負担行為担当官に提出するものとする。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、弦楽器の購入に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(規則の準用)

第十二条 学部長は、弦楽器以外の物品の購入に関し、必要と認めるときはこの規則を準用する。

(庶務)

第十三条 この規則に関する庶務は、学部事務部において処理する。

附則

この規則は、昭和五十八年五月十九日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。

(横組)

〔東京芸術大学規則集 二二〇二～二二〇三頁〕

⑩ 「東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する細則」の全文

『学報』では昭和五十八年七月十八日に制定とされているが、『東京芸術大学規則集』には昭和五十八年七月七日制定と記されているので、制定日に関しては後者を取り上げることとした。

「東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する細則」を次のとおり定める。

昭和五十八年七月十八日

東京芸術大学長 山本正男

東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する細則

第一条 この細則は、東京芸術大学音楽学部弦楽器購入に関する規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、弦楽器の購入に関し必要な事項を定める。

第二条 規則第二条に定める価格とは、東京芸術大学支出負担行為事務取扱要項(以下「要項」という。)第二条第一項イ号に定めるもの及び学部長が必要と認めたものをいう。

第三条 規則第四条第五項にいう選定委員以外の職員とは、選定委員以外の学部教官及び非常勤講師をいう。

第四条 委員長を除く選定委員は、弦楽器の選定にあたり、それぞれ

(別紙様式1)

選 定 書

品 名	
作 者 名	
選 定 理 由	
添付書類について の所見	
<p>上記のとおり選定します</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>選 定 者</p> <p>東京芸術大学音楽学部 文部教官</p>	

(別紙様式2)

評 価 書

品 名	
作 者 名	
評 価 額	
評 価 額 の 算 出 根 拠	
<p>上記のとおり評価します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>評 価 者</p> <p>学部 (又は住所)</p> <p>官職 (又は職業)</p> <p>氏 名</p>	

- れ個別に選定書(別紙様式1)を委員長に提出するものとする。
- 第五条 規則第五条にいう選定理由書は、要項第十一条第三項に基づくものとし、委員全員の署名捺印をするものとする。
- 第六条 弦楽器を購入しようとするときは、学部会計係から商社等に連絡し、購入希望の弦楽器を学部楽器係に提出させるものとする。
- 2 前項の弦楽器が商社等で輸入したものであるときは、輸入関係書類等のあることを証明した文書を添付させるものとする。
- 第七条 学部楽器係は、前条の弦楽器及び関係書類を選定委員会に提示するものとする。
- 第八条 第六条の弦楽器に鑑定書、証明書が添付されている場合は、選定委員会において調査、検討しなければならない。
- 第九条 弦楽器の評価の学外者に対する委嘱は、「謝金の支出について(会計課長通知)」の定めるところによる。
- 第十条 規則第九条にいう評価書は、別紙様式2によるものとする。
- 第十一条 購入しようとする弦楽器が輸入されたものであるときは、輸入関係書類等を提示させるものとする。正当な理由がなく提示されない場合は、これを購入しないものとする。
- 第十二条 購入した弦楽器の受領検査は、支出負担行為担当官が当該弦楽器の選定を行った委員の内から検査員を任命し、実施する。

附 則

この細則は、昭和五十八年七月七日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。

(横組)

⑱ 「東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則」の改正部分

東京芸術大学音楽学部定期演奏会規則の一部を
改正する規則

規則名の「定期」並びに第一条、第二条、第三条、第四条、及び第七条本文中の「定期」を削除する。

各条文に見出しを加える。

第一条中後文中の「演奏会を」をとり、前文初めに「演奏会は」を入れる。

第二条中演奏会「は次の種目とする」を「の種目は、次のとおりとする」に改める。

第二条第四号中「オペラ研究発表会」を「オペラ定期公演」に改め、第五号の次に次の一号を加える。

(6) 特別演奏会

第六条中「一、〇〇〇円、七〇〇円、五〇〇円、三〇〇円」を「一、〇〇〇円、一、五〇〇円、一、〇〇〇円」に改める。

「別表」を別紙のように改める。

附則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

別表

東京芸術大学音楽学部演奏会入場料

演奏会種目	入場料の類	備考
-------	-------	----

特別演奏会	ラオーケストロ			
	学生オーケストラ	新人演奏	合唱付オーケストラ	大学オーケストラ
吹奏楽定期演奏会	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
邦楽定期演奏会	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	
オペラ定期公演	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	
室内楽定期演奏会	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	
特別演奏会	二、〇〇〇円			

〔横組〕（東京芸術大学学報）第三三号 昭和五十九年五月十五日（二頁）

⑲ 「東京芸術大学音楽学部専任教員の人事に関する内規（教授会決定）」の全文

○東京芸術大学音楽学部専任教員の人事に関する内規

〈概要〉

音楽学部の専任教員の採用及び昇任等に関する手続を定めた内規である。

東京芸術大学音楽学部専任教員の人事に関する内規

昭和六十年十一月十四日

教授会決定

（趣旨）

第一条 東京芸術大学音楽学部の専任教員の採用及び昇任等に関する手続は、この内規の定めるところによる。

2 この内規で「専任教員」とは、専任の教授、助教授、講師及び助手をいう。

(人事委員会)

第二条 教授会は、専任教員の採用及び昇任等に関する事項を審議するため、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第三条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部長

(2) 教授会構成員から選出された者（以下「学部委員」という。）
五名

(3) 教授会構成員で次の専攻区分による各科から選出された者
（以下「各科委員」という。）
十四名

作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、指揮、楽理、邦楽、音楽教育、ソルフエージュ、一般教育等

(委員)

第四条 委員は、次によって選出する。

(1) 学部委員 教授会構成員の互選とし、五名連記無記名投票により、投票者数の過半数を得た者のうちから上位五名を選出する。ただし、前条第二号に掲げる同一の科から複数の者を選出することはできない。

投票の結果、定員が満たない場合は、次点以下の者から得票順に不足する数の倍数の者を候補者とす

る選挙（不足数連記）を行う。なお、候補者の最下位に得票同数の者があるときは、そのすべてを加える。また、この選挙において選出最下位者が同数得票の場合は、決選投票を行う。

(2) 各科委員 各科一名を選出する。選出方法は、各科が定める。
2 学部委員は、一名で構成する科を除き、各科委員を兼ねることができない。

3 当該年度で停年となる者は、委員となることができない。

(任期)

第五条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

2 当該年度内に退職の意思表示を行った者は、直ちに委員を辞任しなければならない。

3 委員に欠員が生じたときは、委員を補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第六条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

3 委員会は、委員の四分の三以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(審議等)

第七条 委員会は、専任教員の採用及び昇任の必要が生じた場合、定数運用に関する取扱いの細目等（以下、「細目等」という。）につ

いて審議し、教授会の議を経て決定する。

2 委員会は、専任教員の採用に当たつての細目等の決定後、当該科に対して、採用候補者の推薦を求める。

3 委員会は、第八条によつて設置する教員選考会議に前項の当該科の提案する採用候補者の審議を委ねる。

4 委員長は、専任講師及び助教の昇任について細目等の決定後、教授から文書をもつて推薦を求め、その結果を委員会に報告し、その際それらの経歴資料を提出し、委員会の審議に付すものとす

5 教授会構成員は、委員会に対し、署名の文書で意見を述べるこ

とができる。

(選考会議)
第八条 委員会は、当該科の提案する採用候補者を審議するため教員選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。

2 選考会議は、次に掲げる者をもつて組織する。

(1) 各科を次の六群に分け、当該科の属する群以外の群に属する学部委員のうちから委員会が指名した者 一名

第一群 作曲、ソルフェージュ

第二群 声楽、オペラ

第三群 ピアノ、オルガン

第四群 弦楽、管打楽、室内楽、指揮

第五群 楽理、音楽教育、一般教育等

第六群 邦楽

(2) 当該科の属する群の各科委員

(3) 当該科において、各科委員とは別に選出した教授会構成員

(この場合の選出については、第四条第三項の規定を準用する)。

3 選考会議に議長を置き、学部委員をもつて充てる。

4 議長が必要と認める場合は、第二項以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

5 当該科の各科委員は、選考会議へ採用候補者の履歴書及び業績調書等を提出し、当該科における選考経過等を説明する。

6 当該科は、必要に応じて採用候補者を公募することができる。

7 選考会議の決定は、委員全員の合意によるものとする。

8 議長は、採用候補者の履歴書及び業績調書等を委員会へ提出し、審議経過等を報告する。

(候補者の選出)

第九条 委員会は、選考会議の議長の報告に基づき、採用候補者について審議し、無記名投票により候補者を決定する。

2 委員会は、委員長の報告等に基づき、昇任候補者について審議し、無記名投票によつて決定する。この場合、推薦のあつた候補者が委員会の構成員であるときは、その者は当該事項の審議及び投票の際、委員会から退席するものとする。

3 第一項及び第二項の決定に当たつては、投票者の三分の二以上の賛成を得なければならない。

(報告及び資料の閲覧)

第十条 委員長は、教授会に対し、委員会における審議経過を報告し、その結果に基づき提案をするものとする。

2 委員会は、選出した候補者の履歴書、業績調書等の資料を、次の教授会開催日の前日まで、庶務係において閲覧に供するものとする。

(教授会による決定)

第十一条 採用及び昇任の決定は、教授会構成員の無記名投票により行う。

2 前項の決定に当たっては、投票者の三分の二以上の賛成を得なければならぬ。

(雑則)

第十二条 この内規の改正は、教授会の議を経て行う。

第十三条 この内規に疑義が生じたときは、教授会が決定する。

第十四条 委員会の運用に関する細目は、委員会が定める。

附則

1 この内規は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この内規施行の際、現に採用又は昇任に関し選考中等のものは、なお従前の例によることができる。

3 東京芸術大学音楽学部専任教員の人事に関する申合せ事項(昭和四十四年九月四日)は、廃止する。
(横組)

(東京芸術大学学報)第二四二号 昭和六十年十二月十四日 一〜三頁

二 カリキュラム

昭和二十四年の大学設置にともない、カリキュラムも一新された。カリキュラムは、各年度の『音楽学部カリキュラム』(昭和二十四〜二十九

年度、『履修簿』(昭和三十〜三十八年度、『履修案内』(昭和三十九年〜十四年度、『履修規程』(昭和四十五年〜五十年年度、『履修便覧』(昭和五十一年〜六十二年年度)に掲載されている。ここでは昭和二十四年度、四十五年年度、四十六年度、六十二年年度のカリキュラム全文と、それ以外の年度の大きな変更があつた箇所を掲載する。

なお、昭和二十三年七月の『大学設置案』(第七 履修方法及び学位授与)については、第一章を参照のこと。